

第3章 互いに支え合う人にやさしい健康・福祉のまちづくり

3-1. 子育て支援・少子化対策

■現状と課題

近年、核家族化の進行や女性の社会進出による就労の拡大、就労形態及び就業時間の多様化等社会情勢の変化に伴い、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成26年の本市の合計特殊出生率は1.75人となっており、山形県全体の1.47人を上回っているものの、人口を長期的に一定に保てる水準である2.1は下回っている現状にあります。

こうした中、本市では、だれもが安心して楽しく子育てができる環境の充実を目指して、多様な保育サービスの推進を図るとともに、地域子育て等拠点施設「ABES A」を開設したほか、保育料の多子軽減事業の拡充、子育て支援医療費助成などの子育て家庭への経済的支援、母子保健事業や児童虐待の防止に関する取組みなど、多様な子育て支援施策を推進してきました。

また、平成27年3月には「夢と笑顔にあふれるあたたかい子育てプラン（尾花沢市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子ども・子育て支援新制度に基づく事業の提供、教育・保育の場の充実をはじめ、本市における子ども・子育てに関する支援の一層の充実を図ろうとしています。

なお、本市にとっては、少子化・人口減少対策が大きな課題であり、「婚活支援」が大変重要な施策として位置づけられることから、結婚活動支援員を配置し、支援体制の強化を図っています。

今後も、本市で安心して結婚し、子どもを産み育てられるよう、切れ目のない総合的な支援（ネウボラ[※]）に取り組み、子育て世代の定住を促していく必要があります。

保育園園児数の推移

保育園名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
おもだか保育園	106	94	87	84	80	93
さくら保育園	54	38	31	30	27	26
ときわ保育園	54	48	45	42	35	33
玉野保育園	54	49	53	51	40	40
ひまわり保育園	96	90	93	95	86	95
よつば保育園	97	96	97	91	82	91
こばと保育園	28	24	28	33	30	25
合計	489	439	434	426	380	403

※各年4月1日現在（他市からの受託児童を含む入所児童総数）

※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場」を意味し、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援のほか、母親、父親、兄弟姉妹、家族全体の心身の健康サポートを目的とする支援制度。

■主要施策

（1）地域における子育て支援の充実【☆総合戦略関連施策】

- ①尾花沢市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子育て支援センターの充実を図ります。
- ②老朽化した保育施設の適正な配置・整備を図り、保護者の多様な保育ニーズに対応したサービスの安定的な提供を継続します。
- ③地域子育て等拠点施設「ABES A」を通じて、同じ年代の子どもを持つ保護者同士のコミュニケーションを図る場の提供、育児に悩む若い保護者の相談・情報交換の場の提供などにより、子育てのサポートの推進を図ります。
- ④経済的負担の大きい子育て世代に対し、経済的・精神的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられるよう支援を充実します。
- ⑤就学前の児童に対し「知育」「食育」「体育」「徳育」の4つの視点から体験型事業を実施し、児童一人ひとりの個性を育み、丈夫で豊かな人間性を持った子どもの成長により、将来的に地域を支える人材の育成、地域への理解と郷土愛の醸成を図ります。

（2）母親と子どもの健康の保持・増進【☆総合戦略関連施策】

- ①母子の健康の保持・増進に向け、妊婦健診・乳幼児健診・歯科検診の実施、乳児訪問指導、健康教育・相談の充実のほか、早産予防のために妊婦検診時におけるエコー検査の拡充を図ります。
- ②疾病の早期発見と早期治療を図るとともに、子育て世帯の医療費の負担軽減のため、子育て支援医療費助成事業の充実を図ります。
- ③不妊に関する相談や特定不妊治療費の助成事業の周知を図り、不妊で悩む夫婦の力になれるよう努めます。
- ④子どもの健やかな成長のため、予防接種の周知と接種率の向上に努めます。

（3）要保護児童等への支援【☆総合戦略関連施策】

- ①児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見に努めます。
- ②対象児童や家庭に対する適切な相談・指導を行うため、教育・医療・福祉等関係する機関の連携強化に努めます。

（4）障がいを持つ児童への支援【☆総合戦略関連施策】

- ①障がい児保育・特別支援教育、療育支援について、各関係機関のネットワークによる支援体制を強化し、障がい児への支援の充実を図ります。

(5) ひとり親家庭の支援【☆総合戦略関連施策】

- ①母子・父子家庭等のひとり親家庭に対する自立・就業支援や経済的支援の充実を図ります。

(6) 子どもの安全確保【☆総合戦略関連施策】

- ①警察・学校・地域の見守り隊等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

(7) 婚活支援体制の確立【☆総合戦略関連施策】

- ①結婚を希望する方の相談機能の充実や出会いの場を創出するなどL a L a ネットを中心とした婚活支援について、子育て支援・定住対策とも十分な連携を図りながら事業を進めます。
- ②山形県や広域における結婚支援との連携を図ります。

■市民の役割

■保護者の立場から

- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。

■地域の立場から

- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。
- 児童の健全育成のため、子どもの事故防止、防犯等、地域における子育て支援を行います。

■企業の立場から

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3-2. 高齢者施策

■現状と課題

本市の高齢化率は、平成27年10月1日現在で35.6%と、全国平均の26.7%（人口推計概算値）を大きく上回るスピードで進行しており、今後5年程度で40%前後まで上昇する見込みとなっています。

また、国勢調査でみると、平成22年では全体の約7割の世帯に高齢者がいる状況であり、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯が世帯数、比率いずれも増加傾向にあります。

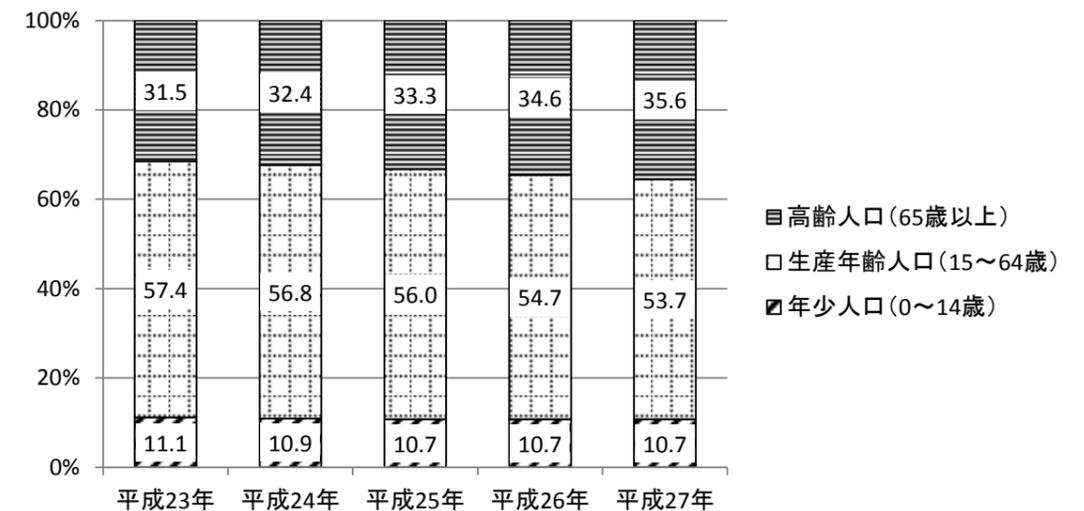
さらに、本市の要支援・要介護認定者数は平成27年4月末現在で1,241人（介護保険事業状況報告月報）と、65歳以上人口に占める認定者数の比率は19.9%となっており、今後も認定者数は増加する見込みとなっています。

このような状況から、今後は寝たきりや認知症により介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと予想されています。

今後は、平成27年3月に策定した「花笠やすらぎプラン in おばなざわ2015（第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）」に基づき、高齢者の健康づくりと生きがいづくりへの支援の充実が求められます。

そして、介護給付等対象サービスの提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施とともに、地域包括ケアが機能する地域づくりのほか、高齢者虐待防止、成年後見制度*の利用促進、認知症高齢者に対する総合的な支援対策等が課題となっています。

高齢化率等の推移



※各年9月末現在

資料：住民基本台帳

*成年後見制度：認知症高齢者など判断能力が不十分な人を不利益から守る制度。後見人などを選任して財産の管理や契約などを代理して行うもの。

■ 主要施策

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進【☆総合戦略関連施策】

- ①高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送り、また、孤立化させないよう老人クラブ活動の支援や、高齢者の地域交流の場の提供に努めます。
- ②高齢者の経験・知識・技能をまちづくりに活かせるよう、社会参加・社会貢献を促進します。
- ③シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の能力を活かした就業を推進します。

(2) 在宅生活への支援

- ①高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣や配食サービスをはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。
- ②家族介護教室など、家族介護の支援を図ります。

(3) 地域包括支援センター機能の充実

- ①地域包括支援センター*について、権利擁護や在宅医療・介護連携、認知症総合支援をはじめ、関係機関と連携して、地域包括ケアが機能する地域づくりを推進します。

(4) 介護保険サービスの充実

- ①介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組みます。
- ②入所待機者の早期解消に向け、特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実を図ります。
- ③介護保険事業計画に基づき、安定した介護保険事業の運営に努めます。

(5) 介護予防の推進【☆総合戦略関連施策】

- ①介護保険事業計画に基づき、予防事業に力を入れます。
- ②高齢者レクリエーションの振興のために、老人クラブ等が実施するレク大会等を支援します。

※地域包括支援センター：介護保険法で定められた、高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、及び安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的に行う機関。

(6) 地域で支え合うまちづくりの推進【☆総合戦略関連施策】

- ①災害時の支援体制の確立に向け、災害時要援護者支援台帳への登録を促進します。また、自主防災組織への台帳の提供に関する仕組みづくり、自主防災組織における援護者支援に関する体制づくりを進めます。
- ②共助による地域福祉を進めるため、援助員を配置した福祉隣組制度の充実強化を図ります。
- ③日用品や食料品などの宅配サービスについて、配食サービスと連携し、さらなる周知を図り、利用促進を図ります。
- ④高齢者が快適に暮らし、安心して外出できるハード・ソフト両面のバリアフリー環境の整備を推進します。
- ⑤高齢者の虐待防止をはじめ、成年後見制度の活用、認知症高齢者への支援など高齢者の権利を守ります。

■ 市民の役割

- 地域活動に参加します。
- 介護予防活動や健康づくりに取り組みます。
- 認知症への理解を深めます。
- 高齢者を支え合う見守り活動に取り組みます。



元気はつらつ、介護予防教室

3-3. 障がい者施策

■現状と課題

障がいの有無に関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、自立して社会に参加し、支え合う共生社会の実現が求められています。

本市では、関係機関と連携しながら、手帳の交付をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成等の経済的支援、日常生活用具や補装具の給付等の各種在宅支援サービス等を実施しています。また、療育体制の充実、障がい児保育・特別支援教育の充実、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。

しかしながら、近年、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、障がい者の増加、高齢化をはじめ、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化が進んでおり、障がい者施策の一層の充実が求められています。

今後は、平成27年3月に策定した「尾花沢市障がい者福祉プラン（障がい者計画・第4期障がい福祉計画）」に基づき、障がい者福祉の向上を目指した生活支援の充実とともに、各種サービスや相談・情報提供体制の充実を図り、障がい者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会の実現を目指す必要があります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されることに伴い、障がい者に対して行政機関や民間事業者等が不当な差別的取扱いをすることが禁止され、障がい者への合理的配慮が求められることから、この対応も大きな課題です。

■主要施策

（1）生活支援の充実

- ①日中の活動を支援する日中活動系サービスや住まいの場を支援する居住系のサービス等、利用者のニーズに応じた各種サービスの提供体制の充実を図ります。
- ②障がい者支援に関する各種サービスを適切に利用できるよう支援制度の周知と相談支援体制の充実を図ります。
- ③地域活動支援センター機能の充実を図ります。

（2）保健・教育対策の充実

- ①関係機関との連携のもと、障がいの発生予防、早期発見、早期治療体制の充実を図ります。
- ②障がい児保育・特別支援教育の充実と療育支援に努めます。

（3）就労支援の充実

- ①就労移行支援など就労に関する訓練サービスの提供体制の充実に努めます。
- ②事業所への啓発の推進、福祉的就労機会の確保など、障がいに応じた就労の場の確保に向け、関係機関との連携に努めます。

（4）福祉のまちづくり

- ①ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がい者に関する市民の理解を一層深め、障がい者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や交流事業、福祉教育等を推進します。
- ②障害者差別解消法について、市報、各種パンフレット、市ホームページ等を活用した啓発を行います。

■市民の役割

- 障がいや支援のあり方を理解して、障がい者への理解を深めます。
- 障がい者団体や家族会の活動の支援を図ります。
- 歩道や視覚障がい者誘導用ブロックの上をふさがないようにします。
- 企業の立場から
- 事業者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的な雇用に努めます。
- 事業者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止義務を遵守します。

※ノーマライゼーション：障がい者と健常者がお互いに区別されることなく、等しく社会生活を共にする社会・理念。

3-4. 地域福祉

■現状と課題

少子高齢化の急速な進行や家族形態の変化等によって複雑・多様化する生活課題を解決していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、市民や団体の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが求められます。

本市では、社会福祉協議会が社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っています。また、民生委員・児童委員、区長、老人クラブ等が連携し、地域の福祉ネットワークづくりを進め、地域における多様な福祉活動を行っています。

しかしながら、今後、福祉ニーズはますます複雑・多様化することが見込まれるため、より多くの市民の福祉活動への参画・協働を促進し、地域福祉体制づくりを進めていく必要があります。

今後は、平成25年3月に策定した「尾花沢市地域福祉計画」及び尾花沢市社会福祉協議会が策定した「尾花沢市地域福祉活動計画」に基づき、関係機関との連携により地域福祉の推進を図る必要があります。除雪ボランティアセンターに対する支援をはじめ、社会福祉活動の活性化につながるような施策が求められます。

■主要施策

(1) 地域福祉活動推進体制の整備

- ①尾花沢市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図ります。
- ②地域・関係機関・団体による役割を分担しながら自助・共助・公助のバランスを考慮し地域福祉を推進します。
- ③経済的に暮らしの不安や困りごとを感じている生活困窮者を対象に、生活自立支援センター*を中心に関係機関の連携による自立支援を推進します。

(2) 福祉意識の高揚

- ①広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、高齢者や障がい者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

※生活自立支援センター：生活上の困難に直面している方に対して、専門のスタッフが相談に応じ、自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行う生活困窮者自立支援法に基づく相談機関。

(3) 社会福祉活動の活性化【☆総合戦略関連施策】

- ①社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努めます。
- ②福祉ボランティアの育成及びNPO（民間非営利組織）の組織化、支援に努めます。
- ③地域における子どもや高齢者の見守りなど、共助による地域福祉を進めるため、援助員を配置した福祉隣組制度の充実強化を図ります。
- ④老人クラブ等へ活動支援を行い、高齢者を孤立化させないよう交流の場を設けます。

(4) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ①高齢者や障がい者などが利用しやすい公共施設や道路整備を進め、バリアフリーのまちづくりに努めます。

■市民の役割

- ボランティア活動や地域福祉活動に参加します。
- 地域での見守り活動などに積極的に参加します。



ひとり暮らしの高齢者宅等を除雪する除雪ボランティア

3-5. 健康づくり・医療

■現状と課題

健康への関心が高まっている中、健康増進に努めるために、平成25年3月に策定した「健康おばね21（第2次）運動計画」、平成27年3月に策定した「食育推進計画」に基づき、健康づくりに関する広報・啓発活動をはじめ、各種の健康診査や健康教育、健康相談など生涯の各期に応じた保健サービスとともに、健康づくり事業を実施しています。

今後は、適正な食事や運動不足の解消など日常の生活習慣を改善することによって健康増進・疾病の発生予防を図る「一次予防」に重点を置き、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動の一層の推進を図りながら、関連部門が一体となって、市民の健康寿命の延伸と予防重視型の健康づくりを進めていく必要があります。

さらに、少子化の進行に対応して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、増加傾向にある心の健康に対するニーズへの対応、感染症の発生・拡大を防止するための対応等が求められています。

医療については、現在、市内に民間の病院が1か所、医院が6か所、歯科医院が4か所あるほか、市立の診療所が1か所あります。

専門医が不足するなど課題がありますが、今後も市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関と連携し、地域医療体制の維持・充実に努める必要があります。

■主要施策

（1）地域ぐるみの健康づくり活動の促進【☆総合戦略関連施策】

- ①「健康おばね21（第2次）運動計画」に基づき、広報・啓発活動の推進や教室の開催等を図り、生活習慣の改善に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を目指します。
- ②医師会や保健委員など関係団体が連携して、さらなる健康増進、健康づくりを目指します。
- ③市の保健活動及び健康づくりの拠点施設として機能を発揮できるよう保健センター機能強化を図ります。

（2）健康診査・保健指導等の充実【☆総合戦略関連施策】

- ①各種健康診査の受診率向上に努め、早期発見・早期治療することにより、医療費の抑制につなげます。
- ②健（検）診の結果、精密検査が必要となった方へ、早期の家庭訪問や電話等で精密検査受診を勧奨するなど、健康診査後の保健指導の充実に努めます。

（3）食育の推進

- ①「食育推進計画」に基づき、関連団体が一体となって、各種施策を推進します。
- ②地域での食育推進の取組みに向け、食生活改善推進協議会や関係機関との連携のもと、食育活動を進めます。

（4）歯科保健の推進

- ①歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、歯科保健に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。
- ②歯科検診等の実施により、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

（5）心の健康づくりの推進【☆総合戦略関連施策】

- ①関係機関と連携のもと、心の健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

（6）感染症予防の推進

- ①「新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、国、県、事業所等と連携し、市民の健康を守り、安全安心を確保します。
- ②感染症に関する正しい知識の普及などにより感染症予防に努めます。
- ③各種予防接種事業の充実に努めます。

（7）地域医療体制の充実

- ①地域医療の維持に向け、中央診療所の医師確保に努めます。
- ②中央診療所の医療機器等の計画的な更新を図ります。
- ③市内外の医療機関との連携や広域的連携のもと、救急医療体制を含めた地域医療体制の維持・充実に努めます。

■市民の役割

- 「自分の健康は自分でつくる」を基本に、健康的な生活習慣を確立します。
- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけ、実践します。
- 各種健康診査を定期的に受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

3-6. 社会保障

■現状と課題

国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の保持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。

今後は、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上など事業の健全運営に向けて、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるための取組みを進めるほか、後期高齢者医療制度*の適正な運営に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市では、民生委員との連携や生活保護面接相談員の配置など、生活保護法に基づく被保護者の生活を保障するとともに自立の助長を促進しており、今後も被保護者の自立に向けた取組みを進めていく必要があります。あわせて、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者への支援方策を進める必要があります。

国民健康保険加入世帯数・被保険者数（年度平均）の推移

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国保加入世帯数	2,946	2,861	2,807	2,717
加入率	51.61%	50.16%	49.69%	48.57%
国保加入者数	5,961	5,687	5,496	5,227
加入率	31.73%	30.93%	30.39%	29.60%

※市の世帯数・人口は年度末（市民税務課）

資料：国保関係統計資料（国保連合会）

■主要施策

（1）国民健康保険事業の健全化

- ①国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、広報・啓発活動や医療費通知等を通じて医療費の適正化に努めます。
- ②国民健康保険税についての納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- ③特定健康診査・特定保健指導について、未受診者対策を強化し受診率の向上に努め、市民の健康維持・増進及び医療費の抑制に努めます。
- ④平成 30 年度からの県との共同運営においては、事業の健全運営に努めます。

※後期高齢者医療制度：75 歳以上又は 65 歳以上で一定の障がいがあると認められた人が被保険者となる公的医療保険制度。

（2）国民年金制度の周知

- ①関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図ります。
- ②市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。

（3）生活保護制度等の適切な運用

- ①民生委員や関係機関と連携し、生活保護制度の適正運用に努めます。
- ②生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターを中心に関係機関の連携による生活困窮者への支援を進めます。

■市民の役割

- 適正な受診を心がけます。
- かかりつけ医を持ちます。
- 国民健康保険税は、納期期限内に納付します。



“いつまでも元気で長生きに”多くの市民が参加する「健康フェスタ」